

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の
認可申請に関する面談(4-11)

2. 日時

令和3年4月1日(木) 15時00分～16時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

永井主任安全審査官、田邊専門職、吉村技術参与

原子力規制部 専門検査部門

早川上席専門検査官

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所 担当部長 他12名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む
場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ
ております。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第4次設工認(2回目補正) コメント対応整理表
(R3/4/1)

資料2: 熊取事業所第4次設工認(3回目補正) コメント対応整理表
(R3/4/1)

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の田辺でございます。それではただいまより、原子燃料工業熊取事業所との面談を開始いたします。
0:00:10	本日の内容につきましては、令和2年8月27日付熊原第20-022号をもって申請があり、令和3年1月25日及び令和3年3月11日をもってですね。
0:00:30	一部補正がありました設工認の申請の第4次申請について、今蒸気の今申し上げました補正申請書及び3月18日のですね、面談で連絡した事実確認の回答資料をもとに、事実確認を行わせていただきます。
0:00:50	そうしましたら、まずですね事業者からですね本日の面談の資料についてですね特別御説明が必要な部分につきましてはですね、説明をお願いいたします。
0:01:06	原子燃料工業フジワラでございます。資料は2種類ございまして、一つはH21012-2ですかね。それともう一つは、H210の、すみません。
0:01:26	H21008-2とH21012ですね、ハイフン2のほうにつきましては以前の面談で御主張させていただいたものではそのときのコメント等々ですね。
0:01:41	あと、水平展開の部分の記載を少し有地させたものでございます。
0:01:48	もう一つはそのあとの18日にいただいたコメント等につきまして回答を記入した回答させていただいたものでございまして、基本的には前回の面談の資料にいただいたコメントされる補足するような形で資料となっております。以上です。
0:02:15	はい。御説明ありがとうございます、規制庁タナベでございます。そうしましたらですねただいまの内容につきまして規制庁側からコメント等ございますでしょうか。
0:02:34	はい。規制庁タナベでございます。今の内容についてですねとそうしましたらコメント内容をお伝えしていきたいと思えます。そうしましたらヨシムラさんお願いいたします。
0:02:49	規制庁の吉村です。
0:02:52	いただきましたコメント回答水平展開に関して
0:02:58	2点ほどちょっと確認させていただきます。
0:03:04	いずれも水平展開に関する内容です。資料番号で言いますと、H-21008、
0:03:14	ハイフン2の資料で、
0:03:17	1点目はですね、番号で言いますと6-4というところを開けていただければと思うんですが、
0:03:26	6-4は、いわゆる脱ガス設備の真空加熱炉の

0:03:35	上部について真空排気装置の波及的な影響に関して確認をさせていただいた内容です。
0:03:44	これに関しては回答をいただいて特に、回答は結構ですが、
0:03:50	水平展開に関して、
0:03:55	ちょっと確認ですが、
0:03:57	この6-4のコメントの趣旨というのは、
0:04:03	真空排気装置の構造的な問題を指摘だけにしてきてるわけではなくて、
0:04:10	いわゆる構造強度の
0:04:13	評価の対象外にある設備が
0:04:17	計算上対象外なんです、
0:04:21	図設申請設備に対して波及的な影響を与えるものがないかという確認をお願いしているところです。
0:04:31	水平展開でもこのような趣旨で、
0:04:37	確認まずしていただいたのか、の確認と、
0:04:42	それから私のほうで
0:04:46	そういう視点で見ますと例えば、
0:04:53	ページで言いますと図面が517ページ。
0:04:59	にあります
0:05:01	ペレット編成挿入機No.2-1ペレット編成挿入部。
0:05:08	で、この図面上で例えばペレット整列トレイというのが図面の下のほうにあります、
0:05:22	図面、特にA断面図を見ますと、中央部に何か装置があって、平面図的に見ますと矢視図の上、上部の平面図で見るとペレット、
0:05:33	セールストレイに影響を与えるような位置関係にあるように見えますが、これは特に問題になるのかの確認です。
0:05:41	これが1点目です。
0:05:46	ええとちょっと2件申し上げてからもう1回確認します。でも、2点目は
0:05:51	番号で言いますと6-9ですね、水平展開の6-9で、
0:06:01	いわゆる溝形トレイの形状の等で
0:06:07	側の図面長をはっきり形状が見えないので追加をお願いしました。
0:06:13	で水平展開で何点か追加されてます。
0:06:19	が
0:06:22	例えば第2端栓溶接設備のナンバーワンの燃料棒の搬送設備、

0:06:30	燃料棒ナンバー1 - 1 っていうのは例えば1ページの488ページにあります が、これこれのにはちょっと溝形トレイの形状がよくわからないので、ち よっとこれからもし必要である。これについても拡大図等の
0:06:47	記載をお願いしたいと思います。
0:06:50	以上2点が私のコメントです。
0:06:56	基本的に書面で回答いただければと思います。後日書面で回答いただければ と思いますが、今確認事項があればお願いします。
0:07:06	原燃工のオノでございます。まず簡単に2点目のほうなんですけれども、今日 見ていただいているコメント回答資料の8の一番2までのところございまして、こ の中で次回の補正で拡大図を追加するというふうに回答させていただいてお りまして、
0:07:25	そちらについてもですね、次の補正で拡大図のほうは追加させていただきます 。1点目のほうなんですけれども、こちらのほうへ水平展開で波及的影響の ほうなんです、こちらの今ご指摘なった設備につきましては、
0:07:43	ここのペレットの長さを測定する装置となっております、架台の直上に置いて ある設備でして、転倒しても周辺の設備に波及的影響というものはないという ふうに判断してございます。ただと申しまして、こちら装置自体はボルトで固 定されておりまして、その地震時にボルトが問題ないということは評価はしてご ざいます。
0:08:02	同様な説明というのが実はこのご指摘いただいた設備以外にペレット編成挿 入機ナンバーワンにもほぼ同じような設備がございまして装置がございまして、 こちらについても問題ないということを確認してございます。以前の回答のほう で類似の設備がないというふうな形で記載しておりますのは、
0:08:20	今回ご指摘いただいたものにつきましては、前回の真空排気装置と違いまし て、真空破壊装置は設備に対してかなり上部に位置しておりまして、かつ重量 がかなり重い装置となっております、波及的影響の恐れがあるんですけれど も、
0:08:35	今回のものは位置的にも高い位置になくて、重量的にもそういうことじゃないと いうことで、弊社としては波及的影響ではないというふうに判断して類似の設 備がないというふうに記載をしていたものでございます。以上です。
0:08:53	規制庁ヨシムラですね、今、今の件については書面で記載して提出をお願いし たいと思います。
0:08:58	原燃工のオノでございます。承知いたしました。
0:09:08	原子力規制庁の永井です。引き続きまして、資料のほうは、H21012
0:09:18	ですね、3月の18日の面談。
0:09:23	の確認事項に対する回答。

0:09:28	一部不明な点といえますか、追加の確認をさせていただきます。
0:09:34	まず 8 - 9 です。これは技術基準の適合性の説明については、
0:09:43	建物が単に損傷しない。
0:09:46	ことの説明、
0:09:49	だけでなく、加工事業変更許可申請書に記載した基本設計方針を踏まえ、閉じ込めの機能の観点から、
0:09:59	これはもう説明するようにしてください。で排風機が停止した場合には、工程室内の負圧維持が不可能となるけれども、これは建物は漏えいの少ない構造とするというような許可のほうでも記載がありますので、
0:10:17	こういう
0:10:19	通常時の環境とそれから設計基準時の環境をも踏まえて、構造強度の観点に加えて機能性能の観点からも説明をするようにしてください。
0:10:34	それから 8 - 10 です。水平展開のこれは程度についてなんですが求められる安全機能に応じていつも皆さん自身で確認していただきたい点として、
0:10:52	位置であるとか、構造強度、機能性能が明確になっているかということを確認してください。で、申請書本文、
0:11:04	ですね、これは仕様表であるとか、図面等のどこに何を記載したのか、申請書の補正時に合わせて説明をするようにしてください。
0:11:17	それから 8 - 15 です。これは第 2 - 2 領域と第 2 の 7 領域に核燃料物質が混入する恐れがない。
0:11:29	という理由を記載して説明をしてください。
0:11:33	から 8 - 17 です。各扉に
0:11:37	求められる安全機能に応じて位置構造強度をどのように整理して申請しているのか補正時に説明をしてください。先ほどの 8 - 10 と基本的には同じになりますけれども、
0:11:52	何か図面をですね、その都度追加していくというやり方もあると思いますけれども、
0:12:01	どういうふうに整理をしているのかということをまず御説明いただくと我々のほうの審査もスムーズに進みますので、
0:12:11	えーと、よく戦略的といえますかね整理して補正をするようにしてください。
0:12:17	それから、8 - 17 と 23 です。これは水平展開をしていただくことになるんですが、補正申請のときに、水平展開をどのような体制でどのように確認したのかと。
0:12:34	いうことを説明してください。

0:12:37	それから 8 - 24 です。さらなる裕度の確認として、F3 竜巻に対する防護ラインといますかねをどのように設定し、確認しているのか説明してください。
0:12:52	で、許可で説明したF3 竜巻に対する損傷の程度と整合がとれているかどうかというのをよく確認した上で説明をするようにしてください。
0:13:06	それから 8 - 25 です。これは設計及び工事の計画についてですけれども、認可対象となっている。
0:13:16	こと。
0:13:18	ですね、この 8 - 25 については、
0:13:23	設計及び工事の計画も、
0:13:26	認可の対象になっておりますので、補正内容でいろいろ工事だとか、追加が出てくる場合にはですね、そういう補正の内容に対応する工事の計画についても、
0:13:41	記載も不整合がないということを再確認をしてください。
0:13:47	それから 8 - 27 です。
0:13:50	これはタナベのほうからお伝えします。
0:13:55	規制庁タナベでございます。8 - 27 につきましては、第 1 加工棟の追表についてでございます。こちらの 3 次設工認、4 次設工認、5 次設工認でちょっとそれぞれ記載がありまして前回第 5 次設工認の審査会合中でもですねちょっと一言お伝えはしておりますが 4 次設工認、
0:14:15	の中でも記載あるのでちょっと改めてですね詳細お伝えさせていただきたいと思います。
0:14:21	今回ですね第 1 加工棟の追表が削除することについては拝承いたしますが、3 次設工認とですね 5 次設工認との整合というのをですね、社内でちゃんと確認するようにお願いいたします。
0:14:35	具体的にはですね、第 3 次設工認や第 4 次設工認で消火設備、屋外消火栓のですね管理番号が、これ 8012 - 3 番となっていたのが、例えばそれが第 5 次設工認ではその番号が変わっていると、
0:14:51	第 5 次設工認だと他にもですね、仕様表の機器の中にですね、大型外扉等他にも幾つかがですね追加されておりますが、そちらについてもですね、特段下線もないのでいつ認可したのかとかがちょっとよくわからない状況でございますと、
0:15:11	ほかにもですね第 3 次設工認のですねこれ面談の資料ですね、第 3 次の際にもですね 2020 年の 9 月 15 日に実施した面談をこの資料を確認するとですね、所内通信連絡設備のいわゆるアンブがですねこれ次回以降においても一部安全

0:15:31	機能確認するというふうに説明をされていたと思うのですが、こちら今回下線がされてございません。今回ってというのは第5次設工認のほうですね。
0:15:40	でも下線が引かれておりませんという。そういったですね不整合に不一致が見られるのでこういったところについてですねちゃんとしっかりと確認をするようにお願いいたします。タナベから第1加工棟について以上でございます。
0:15:59	原子力規制庁ナガイです。引き続き2点お伝えした上で、事業者の方からの質問等をお受けしたいと思います。
0:16:10	あと二つですけれども、8 - 28 から 31 番に共通するものですが、
0:16:20	これも審査会合でもお伝えしてるんですが、技術基準の条文に変更がない事項であっても、その新たに設工認申請対象、
0:16:31	対象となった施設ですね。
0:16:35	これはこの中には既設であっても設工認手続きが行われていない施設がもし存在するんであればそういうのも含まれます。それから加工事業変更許可申請書に記載した安全機能ですね。
0:16:50	審査会合でもお伝えしましたけど火災発生時に使用する発信器等についても、設工認対象の安全機能としているのか、再確認をしてください。お伝えした事項以外にも、
0:17:08	そういうものがないのかというのは水平展開の中で当然確認をしていただくわけですけれども、その補正申請時に確認範囲であるとか、確認方法、体制、
0:17:20	誰が何をどのように確認したのかということ、それからその結果の確認結果を説明するようにしてください。
0:17:30	それから 8 - 32 番に関連する点についてですね。
0:17:35	臨界防止に係る設計については、加工事業変更許可申請書に記載した、その単一ユニットの核的制限値から変更していないことを確認するようにしてください。
0:17:51	で単一ユニットを構成する機器をですね。
0:17:56	分割申請している場合には、その先行申請した設備機器の核的制限値とあわせて、その単一ユニットの範囲でですね、加工事業変更許可申請書に記載した。
0:18:11	単一ユニットの核的制限値これから変更していないということを説明するようにしてください。
0:18:20	これまでの面談で既認可ですから、書いてませんというような形をすると分割申請した中で、先行申請している部分との繋がりが見えなくなってしまうので、
0:18:36	必ず許可で単一ユニットとしている範囲については、後半の申請で全前半前半といたしますかね、先行申請した。

0:18:48	設備を含めて全体として単一ユニット全体として許可に適合したものであるということは説明をするようにしてください。
0:18:59	とりあえず今、事前にお送りしていただいた資料に対する追加の確認というか補正に向けての個別の事項をお伝えしましたでここまでの点で何か。
0:19:14	不明な点とかありましたら、
0:19:18	質問の方をお願いします。
0:19:22	原子燃料工業のカキノキでございます。
0:19:30	資料 8 - 9 の部分がですねご指摘に対するところでございますが、こちらですね設計基準時工事の環境条件の中で、建物の安全機能が期待通り発揮できるかと。
0:19:48	御説明のところちょっと
0:19:52	あったんですが、えっとですね今回何か口頭で設計基準事故時の環境条件ではですね設計基準事象が 4 種類ございましてその次の から として合わせてですね、5 次の申請で説明する予定と
0:20:08	いうことでさき送りという形になってございますのでですねこの御指摘。
0:20:14	そこを踏まえましてですね、5 次申請のところ刈取りますのでその特にですね、閉じ込めの機能の観点からの説明をですねきちんと反映するようにするというので
0:20:30	対応いたします。以上でございます。
0:20:33	はい、原子力規制庁ナガイです。もうそのそういう方向で結構ですので、前回の面談でも幾つか質疑応答といいますが、確認の中で回答があったんですけども、
0:20:48	特にこれは第 2 加工棟は建物としての申請が出ているわけですけども、
0:20:56	なんていいますかね、特に炉内の爆発が発生したときは、建物全体のその雰囲気というか、爆風圧が及ぶ範囲があるはずなので、そうするとその範囲にある設備についてもですね。
0:21:14	第 5 次申請でどういうふうに、その環境下で安全機能を発揮できる設計にしているかっていうのをどの仕様表に同等のように書くか、記載するかということも含めての
0:21:31	これは追加のコメントになってますので、たまたまこの事例は排風機の停止による負圧低下ですから、そんな大きな影響がないという御説明は理解できるんですけども今の 4 件ある。
0:21:45	許可で 4 件想定した設計基準事故の中にはもっと厳しい条件もございまして、それらについても、単に建物だけでなく、その周りの機器がどの程度
0:22:01	損傷するかというよりは必要な安全機能を

0:22:05	その環境で発揮できるかということ。
0:22:09	どういうふうに整理して申請しようとするのかということも合わせてですね、確認をするように、説明をするように、第5次申請のほうですね、明確にするようにしてください。
0:22:27	よろしいでしょうか。原子燃料工業のカキノキでございます。ご指摘予定承知しました第5次申請ときには、
0:22:36	記載を検討の補正させていただきます。よろしくお願いいたします。
0:22:41	はい、原子力規制庁ナガイです。今回は具体的に今後4時申請の補正に向けた何か資料ということではございませんので、これで事業者の方で、
0:22:56	補正申請のほうを準備して提出していただければ、最終的には、その補正された申請書を確認して技術基準の適合性であるとか許可との整合性といえますかね、許可の設計方針を踏まえた設計になっているかというのは、
0:23:16	確認をしていきます。で、これも何回もお伝えしているんですけども、補正にあたってですね、全体の考え方みたいなのを少しお時間いただいて、お伝えします。
0:23:32	で、水平展開についてですけども、この水平展開っていうのはその当該施設のその部位に限定せずですね、幾つかの観点があるんですけども、三つほどお伝えします。
0:23:49	で、例えば申請対象とすべき施設として、申請漏れがないかっていうことをその系統であるとか機能でもって確認をすること、それから、二つ目として指摘を受けた安全機能については、
0:24:06	申請対象施設に全体にですね、同様の不備がないかという点。それから三つ目として、申請漏れであるとか安全機能の記載不備については、各設備に求められる。
0:24:22	安全機能ですね、これは水平展開先としての安全機能に申請漏れや同様の記載不備がないかということをよく確認して申請書の補正のときにですね。
0:24:38	そういうことを社内で確認した範囲であるとか体制結果を説明してください。例えば溢水防護設計でこれまでも大分我々のほうでも相当な時間をかけて審査をして進めていたんですけども、
0:24:56	地下ピットの、地下ピットにも限りませんが。
0:25:01	とりあえず、地下ピットの例でいきますと、この位置であるとか構造強度、
0:25:06	機能性能についての設計仕様ですね、この記載が断片的であって審査がそう都度まとまってしまっているという状況です。ですので、水平展開による追加する。

0:25:24	施設であるとか部位についてはですね、溢水とか、それから耐震に係る設計だけでなく、その許可とか技術基準の適合する全条文に照らして求められる安全機能に対する
0:25:40	設計仕様ですね、が記載されているかということで、その設計仕様が記載されているかというところには、まず設計荷重ですね、どれぐらいの荷重まで、地震で言えば、耐震重要度分類が何類であるか。
0:25:56	それに対してどのように、設計しているのかということに記載されているかということをよく確認してください。
0:26:09	またこれも繰り返しになるんですけど設工認申請の5次も含むんですか4次の補正については、この加工事業規則の三条の2の2ですね、の規定を踏まえて、どこに何を記載するのかをよく考えて、
0:26:27	計画的に進めるようにしてください。特に申請書本文については、施設区分のイロハニホヘチリという規則にもありますけれども、各処理設備から皆さんとここでありませんが、成形施設であるとか、
0:26:45	ですね、この施設区分ごとに認可を受けようとする設計及び工事の計画が仕様表材料一覧図面ですね、特に図面については平面図であるとか、立面図構造図であるとか、
0:27:00	安全機能を示した図面が数多く添付されておりますけれども、そこに記載すべき情報についてはどのような情報をどこに記載しているのかというのを、
0:27:18	整理してですね、
0:27:20	記載するようにしてください。
0:27:23	仕様表とか図面には求められる安全機能に応じて位置構造強度で強度というのは、材料であるとか主要寸法で決まってくるので、これらの情報であるとか、機能性能を
0:27:39	ちゃんと整理して記載してください。これ4次にはあまりないかもしれませんが、機能性能については、許可の基本設計方針で記載した、これも設計荷重ですね、先ほど設計基準事故でいえば炉内爆発の時の
0:27:57	爆風圧力がどれぐらいかというような荷重ですね、それに対して認可を受けようとする設備の設計仕様ですね、爆風負圧逃がし弁が丸々以上であるとか丸々以下で、
0:28:15	作動するというような情報を必ず具体的に記載するようにしてください。
0:28:21	で、添付説明書類には、申請に係る設計とか工事の計画が加工事業変更許可申請書であるとか、技術基準に適合していることを計算によって説明した書類と
0:28:38	規則には書いてありますけれども、今
0:28:42	基本方針書ということで委員会、昨年9月30日の委員会で

0:28:50	諮られた資料をもとにですね、添付書類を作成していただくということ、それからその他の申請に係る設計であるとか工事の計画についてもですね、技術基準に適合していると。
0:29:06	いうことをよく説明をするようにしてください。この中には、使用前事業者検査として実施する項目であるとかそういうのも含まれますので、よく検討していただいて、補正申請につなげていただければと思います。
0:29:25	の全体通して何度も繰り返して申し訳なかったんですが、一応その点だけお伝えしておきますので、補正に向けて参考にしていただければと思います。
0:29:38	本日我々のほうで準備したのは、以上になりますけど、何か皆さんの方で、
0:29:45	追加の確認等あれば、
0:29:48	お受けしますので、
0:29:52	原子燃料工業フジワラでございます。ただいまご指摘の点ですね我々のほう、一応申請書施設工認の申請にあたってはですね事業許可に
0:30:06	記載しております安全機能を有する施設、あと許可の中の位置構造ですねそちらに出てくるような設備機器、これについてですね申請しているところでございますが、
0:30:18	既設の部分につきましてはですね、ちょっと記載が不十分だということで、第1回の補正後前回の第2回等でですね、まああの、記載してたんですがまだ
0:30:33	一部、ちょっと
0:30:35	新規施設の部分については不足してた部分がございますので、今回ですね今準備しているところでございます。また
0:30:44	他の条項等の取り合いになってくるんですが溢水に結構絡んでくるのがですね閉じ込めでございます。こちらは設備の
0:30:57	指摘等もございまして、ちょっとその部分についても不足しておりましたので今回ですね、そちらにつきましても合わせて準備をしているところでございます。
0:31:10	一方ですねもう一つ今回ご指摘いただいております発信機ですね、こちらについてはですね我々のほうではですね、許可には図の中に記載してある。
0:31:26	もともと感知器の一部ということで考えておまして、まずには記載していたものなんですが、申請にあたってですね、ちょっと不十分なところがございましたので、今回も合わせて申請は、
0:31:45	させていただきますが、申請と記載させていただきますが、
0:31:49	こちらにつきましてはですね、もともとこういった形で漏れる可能性があるものはですね、他法令でですね要求を受けるようなもの、あとは事業許可の中ではですね個別には出てこないんですがずっと

0:32:09	<p>です、表記されているようなものが同じような可能性がありますのでこちらにつきましてはですね、一応一通り確認はしてですね、他にないようにしないと、これは確認はしております。</p>
0:32:23	<p>今おっしゃって御説明させていただきましたがこういう形ですね、今の所補正の準備をしているところでございます。以上です。</p>
0:32:33	<p>はい、原子力規制庁ナガイです。今の御回答の方向でして申請、補正していただければと思いますので、私のほうでずっと懸念してる点をちょっと2点お伝えしますけれども、まず許可の安全機能を有する施設なんです、</p>
0:32:51	<p>具体的に許可の段階では、その名称が若干同じ名前があったりであるとか、その中にいわゆる親機と言えはいいんでしょうか。名前しかなくてその中に幾つか、その設備の中に、</p>
0:33:07	<p>複数の機器棚、棚に合わせて台車であるとかそういうものが複数、一つの名称で記載されているものについては、まずそこに含まれる機器を</p>
0:33:23	<p>きちんと抽出していないと、もう</p>
0:33:27	<p>漏れてしまうということで管理番号とっていただいている資料がありますのでそこにまず漏れなく、設工認の段階で抽出されていることをまずそこがスタートに</p>
0:33:43	<p>なりますので、その中で、先ほどの発信機のように、もしくは火災区域のようですね、他法令を許可の中で、他法令を引用しつつ建築基準法であるとか、</p>
0:33:59	<p>また消防法であるとかですね、他法令を引用しつつ、許可されているものについては、まずは申請書の仕様表であるとか図面に位置であるとか、その設備の仕様は、</p>
0:34:15	<p>書いた上で、適合の説明は許可のごめんなさい、他法令の消防法の何条に基づいて、設置するということであれば、それについてはもう許可の通りということで、それ以上の細かい添付の説明書のほうに、</p>
0:34:34	<p>具体的にですね、書かなくてもその条件みたいな何メートルで平米に当たり2個以上つけるとか、そういう簡単な説明だけで構いませんので、</p>
0:34:50	<p>そういうことですね他法令はみればわかりますので根拠となる条文を引用しつつ、簡潔に説明していただければと思います。</p>
0:35:02	<p>これまでの申請書の審査で気づいた点は以上になりますので、</p>
0:35:10	<p>今後の参考にしていただければと思います。</p>
0:35:13	<p>以上です。</p>
0:35:18	<p>原燃工熊取でございます了解いたしました。原燃工ウツミですけれども、臨界についての質問の8-15と8-32について回答させていただきます。まず8-15、第2-2領域2-7領域にて核燃料物質が混入する恐れがない。</p>

0:38:45	なんて、少なくとも既認可っていうのは今回4時で記載した記載する事項を5次になってまた記載の適正化で変更するというようなことだけはしないようにしてくださいということです、逆に今回4次で次回以降、具体的な5次申請で
0:39:03	認可を受けようとしているものについてを記載の仕方というのはよく考えた上での具体的な詳細設計が基本的には申請されているので出てると思うんですけども、まだ補正の5次の補正で、
0:39:19	いろいろ検討の余地が今の水平展開としてあるのであれば、そこら辺はその5次のほうでうまく拾えるように、バランスといえますかね。整合のとれる施設先行申請となるこの4次申請の段階で、
0:39:36	工事と整合がとれるように、よく考えて認可を受けし補正をするようにしてくださいという趣旨ですので、そこを踏まえて、全般、
0:39:48	補正を検討していただいて補正につなげて、
0:39:53	いうようにしてください。
0:39:55	永井から以上になります。
0:40:05	原子燃料工業のオカダです。ええと8-27に関してのコメントについて、第1加工棟の例にとってちょっと説明したいと思います。
0:40:20	第3次申請で既認可であります1加工棟ですけども、その使用後第3次申請のところで次回表に記載している資料については、第4次飛ばして第5次申請で適応を確認をする予定としています。
0:40:36	従いまして、第3次申請と第5次申請の間に位置してます第4次申請本申請ですけども、その段階では当該、第1加工棟のその次回表に挙げた当該仕様は認可を受けようとするものでは第4次申請では、
0:40:55	ございません。ですけども等を次回表に記載している資料の管理状況の申請のその段階的に申請ごとに段階的に示す必要はあると思いますので、第4次申請ではその管理のために刈り取り表というものを付けております。
0:41:14	第5次申請ではこの仕様ですね、最後認可を受けようとするものということでありますので、その第3次申請での第1加工棟の仕様表を第5次申請で追表の形に本文に記載しまして当貸の次。
0:41:34	それを確認するという
0:41:38	第3次から第4次第5次に括弧新世にかけての全体の構成を考えています。このように分割申請におきましては、あの仕様表次回表刈り取り表追表という
0:41:53	一連の仕組みでこの資料を管理しまして、これは設計に不正を生じないようにします。第1加工棟だけではなく、ほかのこれまで既認可の施設ですね、第1次申請から第3次の施設につきましても、

0:42:11	申請間に整合がとれていることを社内で再確認しまして、方を御指摘いただいた点も含めて、その不一致が見られる箇所は補正申請内容の申請等第5次申請の補正申請で適正化をする。
0:42:28	今考えております。以上です。
0:42:34	はい、原子力規制庁ナガイです。この第1加工棟と添付の書類の、いわゆるその刈り取り状況の管理を説明しようということをつけているのは非常に前向きな姿勢で、
0:42:51	良いことだとは思いますが、でということで理解はするものの、
0:43:00	今の現状の第1加工棟は第3次の申請の時とも番号が違います。それから仮に今回そこが一致していたとしても、
0:43:13	今後、もうすでに第5次申請が出ている状況で、
0:43:17	第4次申請と第5次申請にまた不整合が生じることのないように、今回の第4次申請の補正にこの第1加工棟の仕様表をつけるのであれば、もう第5次申請になってそこから変更すると、今の段階になった。
0:43:36	変更することのないようにしてくださいということです。仮にそこは正しく申請されていたとしても、申請書のまず頭のところに今回の申請対象の設備というか建物として、
0:43:52	第1加工棟が含まれていない場合には、今回の認可の対象には一切含まれませんので、我々のほうでは管理されている状況だけを確認しますから、第5次申請のときに、
0:44:06	これをこうやって認可申請添付してますから、認可を受けたことと考えていますと、というような発言が前回ありましたけれどもそういうことだけは絶対にしないようにしてください。
0:44:21	で、つけるにあたっては、第5次申請になって、またそこから記載の適正化をするというようなことはしないようにしてください。これは審査会合でも同様の趣旨でお伝えしているところですので、
0:44:36	ご理解いただいていると思いますけれども、社内の方でよく確認をして
0:44:43	どうするかというのは支社の社内のほうで
0:44:49	決めていただければ結構ですので、ただ仕様表がもう全部これつけてページ数が多くなれば多くなるほどマスキングであるとか、もろもろの手間は皆さんの方で増えると。
0:45:04	ということにもなりますので、どういうふうに仕様表までつけるのか、もしくは刈り取りの表だけにするのかとかですね。
0:45:17	よく考えて戦略的に進めていただければと思います。
0:45:21	以上です。

0:45:27	原子燃料工業のオカダです。ご指摘いただいた点戦略的に整理いたしまして、補正申請に生かしたいと思います。
0:45:47	原子燃料工業フジワラでございます、引き続きですね
0:45:52	は確か8の8-24、こちらのご質問の二つ目がF3竜巻についてですね、これちょっと
0:46:05	こちらの回答させていただきたいと思いますけど。
0:46:08	我々事業の許可の中ではですねもともとF1につきましてはですね、管理区域の損傷させないという建物外で守るということで、しております。
0:46:23	F3につきましてはですね損傷の程度を評価して、それに合ったそれに基づいてと被ばく評価をしてですね、
0:46:34	周辺環境周辺住民、環境がですね影響のないというのを確認しているのが事業許可でございますんで、事業許可のですね5-2、224ページに、そこで評価したときにもですね損傷の程度っていうのが書いてございます。
0:46:50	一方設工認のほうではですね仕様表の36ページ、あと、後ろほうになります基本方針書の1378ページ、こちらにですね、少し具体的には書いておりません。
0:47:06	ここに至る状況といたしましてはですねといて、添付2のですね部位一覧っていうのがございまして、そこですね、それぞれF3でのですね壁の損傷、
0:47:19	壁の損傷っていいですか内部で影響をどこで食い止めるかということで、食い止められる場合はですね二重丸で、F3竜巻耐えられないは壁ですねそちらについてはですね。
0:47:36	パーになってございます。飛来物だけじゃなくてですね風荷重も考慮した上でですね、どちらについても、丸の場合はですね。
0:47:48	問題なければ二重丸ということで記載しております。
0:47:52	それを損傷の程度でこの壁、評価しております、あと扉ですね、それを
0:48:04	の損傷の程度として先ほどとしましての仕様表等にですね記載しているところでございます。
0:48:11	で、簡単に申しますとF3の状況でいきますと我々建物1階ですねこちらについてはですね、F3についても守るという、内部浸入させないと。
0:48:26	飛来物等ですねさせないというのをやっております。二階につきましてはですね、壁を与えるんですが、扉については耐えられないと。
0:48:37	ただし、だから、扉から入ってくるような飛来物、こちらについてはですね、飛来物に飛来物が入ってきますので、その飛来物によって、一部の設備が損傷するということでそれを考慮して評価してます。ただ、一方貯蔵の部屋につきましてはですね。
0:48:56	それぞれまた内部の壁等で防護すると。

0:49:01	3外につきましてはですね比較的損傷が所々ございますので、それに合ったですね評価をしてるところでございますが、一応ムラがあるようなところについてはですね損傷をされるといった形で
0:49:20	最終的に負担にも評価しているところでございます。
0:49:24	以上です。
0:49:26	はい、原子力規制庁ナガイですので、まさに今御説明のあった内容は、結果として、ここはこの程度損傷するという設計してますという事実はそうなのかもしれないけれども、それは、
0:49:42	許可で約束、約束といいますかね、これはF3なのでさらなる安全裕度としてどここまでの損傷は想定するという前提で、F3 竜巻
0:49:56	次の損傷の程度を前提に費線量の加えの敷地境界の線量の評価をしているものと、今御説明いただいた内容がきちんと整合していること。
0:50:13	かどうかという観点で
0:50:17	説明してくださいというのがこの8-2重要ですので、それを1個ずつお伝えしたのではなくて、ここの8-24に書いてある通り、ここは二重壁になっていて、その二重壁の間には何かダクトだかちょっと何だか。
0:50:34	また実は5次が出てこないとわからないんですね。ですから外壁側が一重目がバリアといいますか。損傷したときにその中にどの程度の核燃料
0:50:50	あるのかないのかということ含めて次回きちんと次回といいますかね補正で説明できればいいんですが、その中の設備がまだ出てきていない状況なので、そこはもう
0:51:06	その間にある設備というのは全損するということで線量評価をしているのであれば、時竜巻防護ラインでお伝えしましたけどうち壁のほうでは損傷して部局部的な損傷しても、
0:51:21	貫通しない設計としているという評価のが許可でされているのであれば、そういうことで許可のそのF3 竜巻に対する損傷と整合していますということがわかるように、
0:51:36	説明してくださいという、
0:51:39	ごとのたとえとして今1ヶ所だけですとねこの8-24に書いてあるが平均の番号を書いていますけれどもそこは1例ですから、
0:51:51	そういうふうにして今藤原さん御説明いただいた内容で申請されているというのは安全機能の一覧で各壁のを見ればわかるんですが、それから許可を踏まえた設計になってますというところがわかるように、
0:52:07	添付の説明書なりで記載していただければ一番簡単なのはF3 竜巻のときに壊さないという前提で評価しているのであれば、その範囲をまず申請書の中で、

0:52:23	明確実施していただいて、F3 竜巻の防護ラインでここだけはF3 竜巻で飛来物が来ても、風荷重がかかっても壊さないというところは明確にしていれば、そこから外は別に、核燃料もないし、
0:52:42	損傷を許容するという、いわゆるさらなる裕度なんで、どこまでを損傷、
0:52:49	してもいいとしてるかっていうのとあわせて許可もよく見ていただいて、決して今の説明が間違ってるとは言わないけれども、いずれ補正が出てきたら、我々のほうでもきちんと審査しますので皆さんの方でもそういう許可との評価との
0:53:07	整合というという意味で説明をしていただきますので、よく見て補正申請につなげていただければと思います。
0:53:18	よろしいでしょうか。
0:53:21	原子燃料工業フジワラでございます。ご指摘、ご質問、指摘のですね趣旨把握しました
0:53:29	今映像等、
0:53:32	なのですが、基本方針書のですね、後ろのほうにですね損傷の状況で図示化したものがございましてそちらにですね今おっしゃられたようなですねどこが破損してどこは守るといったようなものをもう少しですね。
0:53:47	エリアを示してわかりやすくするような工夫はしたいと思います。以上です。
0:53:53	はい。原子力規制庁ナガイです。それで、今回、特にこのF3はさらなる裕度の確認ですから、きちんとしてここまでが損傷してもいいという範囲に止水していただいて結構ですけど。
0:54:09	5 次の時には5 次申請では4 次のときに、今回とかね4 次に認可を受けた内容でここには核燃料がないから損傷してもいいんですというエリアに実はだの何か損傷する棚がありましたとか、
0:54:27	そういう不整合がないように、今回、どこのエリアを建物の設計としてどこまで
0:54:37	損傷しない設計とするかという。
0:54:40	そこのところを明確にしておいていただければ、中の設備のことをやって固定説明されても、まだ設備が申請されていないので、それは次回、説明していただくときに、4 次との不整合がありませんという。
0:54:56	ことで説明していただきますので、その全体が出揃った段階で最終の申請書で全体を俯瞰して許可を踏まえた設計になってますと、
0:55:11	いうことは言っていただければと思います。
0:55:18	原子燃料工業フジワラです。承知いたしました。
0:55:27	はい、原子力規制庁ナガイです。大分時間もなりましたし、皆さんの方もいろいろ質問していただいたんで、具体的な事例で確認できたと思いますので、まずは補正申請のほうに、

0:55:43	準備できたらですね、提出いただければ、その内容で審査しますので、ゆっくりとは言わないんですが、よく確認して自問自答していただきたいのは、今日も言ったように、
0:56:01	何か申請するときは位置とか、構造強度がちゃんと記載されているかで安全機能、機能性能が求められるものについては、それが抽象的な記載じゃなくて、具体的な設計基準、設計荷重が明確になっていて、
0:56:18	それに対するその設計の基準といいますか設計確認値が以上であるとか以下こういうのが明確になっているかということをよく社内のほうで確認していただければ、
0:56:33	我々の審査もスムーズに進むと思いますので、そのようにしてください。もうもう何度も繰り返しになって申し訳ありませんでしたが、本日の面談は以上にしたしたいと思います。
0:56:46	よろしいですか。お疲れ様です。
0:56:52	原燃工熊取でございます。ありがとうございました。
0:56:58	はい規制庁タナベでございます。そうしましたらこれにて面談のほう終了させていただきます。お疲れ様でした。